

成田市公共工事の部分払に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、成田市が発注する公共工事の適正かつ円滑な施工を図るため、部分払いについて必要な事項を定めるものとする。

(部分払の対象工事)

第2条 部分払の対象となる工事は、次の各号のとおりとする。

(1) 単年度事業については、設計金額が6千万円以上、かつ、設計工期が180日以上工事又は修繕を部分払の対象とする。

(2) 継続事業については、すべての工事又は修繕を部分払の対象とする。

(部分払の回数)

第3条 部分払の回数は各会計年度1回以内とする。ただし、継続事業で各会計年度における年割額が2億円以上の場合は、各会計年度2回以内とする。

(部分払の範囲等)

第4条 部分払の範囲は次の各号に掲げるものを除き工事の出来形部分並びに現場に搬入した工事材料並びに工場で製造済の製品（検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、検査を要さないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）で出来高検査に合格した既済部分（以下「既済部分」という。）とする。

(1) 帰納検査済み材料の価値が僅少のもの。

(2) 部分払を受ける目的で多量に搬入したと認められる材料。

(3) 帰納検査済材料のうち、容易に他に移動できると認められるもの。

2 継続事業に基づく契約について、前会計年度末における工事の既済部分に相当する請負代金相当額が、前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、請負者は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。

(部分払金額の算定)

第5条 部分払金額は、次の式により算定した額とする。この場合において請負代金相当額とは、当該工事の既存部分に相応する請負代金額をいう。

部分払金 \leq 請負代金相当額 \times $(9/10 - \text{前払い金額} / \text{請負金額})$

2 部分払が2回以上ある場合の2回目以降の部分払金額は、第1項の算定式で得た金額から前回までの部分払金額を差引いた金額とする。

3 前2項の規定にかかわらず継続事業に係る各会計年度における部分払金額は次の式により算出した額とする。

部分払金 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額) $-$ {請負代金相当額 $-$ (前年度までの出来高予定額+出来高超過額)} \times 当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額

(部分払の表示)

第6条 部分払の有無は、入札公告、指名通知、見積依頼等にこれを表示する。

(部分払の請求)

第7条 請負人は部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る工事の既済部分について、工事出来高報告書により市長の承認を受けなければならない。

2 前項の報告があったときは、市長は遅滞なくその内容を確認し、工事検査結果通知書により結果を請負人に通知するものとする。

3 請求は、前項に規定する工事検査結果通知書により確認された今回支払額に基づき行うものとする。

(部分払の支払時期)

第8条 部分払金の支払時期は、前条第3項の請求を受けた日から14日以内とする。

(継続事業に係る部分払等の取扱)

第9条 継続事業に係る部分払は、当該会計年度の予算の範囲内でこれを行うものとする。

(部分払金額の端数計算)

第10条 部分払金に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(協議)

第11条 この要領により、難い事由があるときは、工事等担当部長は財政担当部長と協議する。

付 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。